

【令和 7 年 3 月版】

熊本県立黒石原支援学校いじめ防止基本方針

はじめに

1 基本的な考え方

2 いじめの定義

3 学校いじめ対策組織（いじめ防止対策推進委員会）

- （１）構成
- （２）開催時期
- （３）役割

4 いじめ防止に関わる年間計画

5 いじめの未然防止

- （１）重点目標：安心・安全な学校・学級づくりのための３つのキーワード
- （２）具体的な取組

6 いじめの早期発見

- （１）兆候（サイン）
- （２）ポイント
- （３）早期発見のための取組

7 いじめへの対処

- （１）いじめの程度と態様
- （２）対処の基本
- （３）主な役割分担

8 重大事態への対処

- （１）重大事態とは
- （２）具体的な対処について
- （３）再発防止に向けた取組

9 基本方針の見直しと公表

- （１）基本方針の見直しの検討
- （２）基本方針策定状況の公表

熊本県立黒石原支援学校いじめ防止基本方針

熊本県立黒石原支援学校

はじめに

「共に生きる 愛と共感の教育」の基本理念のもと、本校は、児童生徒の病気、障がいの状況、特性に応じた指導・支援を通して、一人一人の能力を最大限に伸ばすことに努めている。児童生徒一人一人に目を配り、寄り添う教育を推進している本校にとって、いじめは理由のいかんを問わず絶対にあってはならないことであり、決して許されるものではない。しかしながら、現実には、いじめはどの学校においても、どの子供にも起こりうるものと認識しておかなければならない。そして、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処）を目的として、学校組織として一層の取組が求められている。

1 基本的な考え方

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。したがって、いじめ防止等の対策は、教師自ら児童生徒一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという態度で指導する教職員の姿勢そのものが児童生徒との信頼関係を築き上げ、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、積極的に学習活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを防止することを旨として行わなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら見過ごすことがないようにしなければならない。そのため、いじめ防止等の対策は、いじめが将来にわたり、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることや、いじめは人としての心の課題であり、その解決が重要であることを児童生徒や教職員、保護者、地域住民等が十分に理解できるように進めなければならない。

いじめの防止等の対策は、単に、いじめをなくす取組にとどまらず、子供に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めるとともに、家庭や地域、関係機関とも密接に連携を図ることが必要である。なお、ここで言う「いじめに負けない」という表現は、いじめ心（人をいじめたい気持ち）やいじめへの不安感（いじめられたらどうしようという気持ち）等を克服し、いじめを決して許さず、乗り越えようとする心を高め合うことの大切さを述べたものである。

2 いじめの定義

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法」

いじめは、社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童生徒の立場に立って見極めなければならない。

この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。いじめられていても、自分の弱い部分を見せたくないなどの思いから本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、いじめはどの子供にも起こりうることであり、それを相談することは決して恥ずかしいことではないことを理解させるとともに、当該児童生徒の表情や様子を決め細かく観察するなどして確認する必要がある。

3 学校いじめ対策組織（いじめ防止対策推進委員会）

（1）構成

外部専門家（向陽台病院 臨床心理士）、校長、副校長、教頭、小学部主事、中学部主事、高等部主事、人権教育主任、教育支援部長、養護教諭（2人）、生徒指導主事 12人

（※情報集約担当者は各学部主事が担う）

（2）開催時期

- 定例会：各学期1回開催
- 臨時会：必要に応じ随時関係者で開催

（3）役割

- 学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むにあたっての中核を担う。
- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。
- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口となる。
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報収集や記録、共有を行う。
- 各事例に対し、いじめであるかどうかの判断を行う。
- いじめの解消に向けての指導体制、対応方針を決定し、学校を組織として動かす。
- いじめ防止に向けた取組の検証を行う。

4 いじめ防止に関わる年間計画

校内マニュアルや校内体制を整備するとともに、校長を中心に危機管理意識を高く持ち、いじめの未然防止や危機管理に向けた校内研修を定期的実施するなど、教職員の意識改革や資質の向上に努める。

月	児童生徒・保護者	教職員
4月	○授業参観・学部学級懇談会	○いじめ防止基本方針及び今年度の取組の方向性等について全職員へ周知
5月	○面談週間（担任による二者面談、三者面談）	
6月	○心のきずなを深める月間 ・児童生徒会を中心としたいじめ防止の啓発活動（標語・ポスター作成等） ・授業参観・学級懇談会 ○「安全・安心な学校生活のためのアンケート」実施 ○熊本地震及び新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒の心のケア調査「心と体の振り返りシート」実施	○心のきずなを深めるシンポジウム参加
7月		○いじめ防止対策推進委員会 ・アンケート結果の検討 ・取組の進捗状況の検討
8月		○職員研修の実施
9月		
10月	○面談週間	
11月	○「心のアンケート」実施 ○授業参観、学級懇談会	
12月		○いじめ防止対策推進委員会 ・「心のアンケート」結果の検討 ・取組の進捗状況の検討
1月	○「安全・安心な学校生活のためのアンケート」実施	
2月	○面談週間（高3） ○授業参観、学級懇談会	○いじめ防止対策推進委員会 ・アンケート結果の検討 ・今年度の反省と次年度の取組の検討
3月	○面談週間（高3以外）	

5 いじめの未然防止

（1）重点目標：安心・安全な学校・学級づくりのための3つのキーワード

①居場所づくり

児童生徒が安心して学習活動ができる学級、学習集団をつくる。

②自己肯定感の高揚

あらゆる学習活動を通し、児童生徒一人一人の自己有用感、自己肯定感を高める。

③絆づくり

特別活動をはじめとした児童生徒の主体的な活動を通して、お互いを認め合い、支え合う人間関係づくりに取り組む。

(2) 具体的な取組

①分かる授業づくり

児童生徒の分かる喜び、学ぶ楽しさを大切にし、児童生徒が主体的に学習できる授業づくりに努める。

②言語環境の整備

教職員一人一人の言動が、児童生徒の人格形成に大きな影響を与えることを自覚し、言語環境の整備に努めるとともに、児童生徒が言葉の大切さに気づく指導、授業実践をする。

③児童生徒の主体的な活動の場づくり

児童生徒が気軽に相談できる児童生徒主体の委員会等を設置するなど、児童生徒が相互にサポートし合う仕組みづくりに努める。学級活動、児童生徒会活動、そして学校行事において児童生徒の意見を尊重し、児童生徒が自分たちで考え、協力し、課題を解決していく主体的な活動の場を設ける。

④感動体験づくり

児童生徒一人一人の特性に応じ、責任ある役割分担をすることで、何かを成し遂げたことによる感動体験を得られるように配慮する。

⑤交流活動の推進

異年齢、異なる教育課程間での合同授業、居住地校等との交流を推進する。

⑥情報モラル教育の充実

「くまもと携帯電話・スマートフォンの利用5か条」の周知を積極的に行うとともに、「5か条」を活用した学校、家庭及び地域での話し合いやルールづくりを行い、携帯電話、インターネット等の情報モラルを充実させ、ネット上のトラブルを防ぐ。(スマホ安全教室の実施、本校独自の使用5か条の徹底、特別支援学校生徒指導主事連絡協議会、学警連生徒指導部会、特生連等の情報の伝達)

⑦いじめを許さない学校づくりを保護者、地域と連携して積極的に進める。

⑧法やルールを守る心や自他のプライバシーを大事にする心を育てる教育の充実を図るため、県警察、児童相談所、医療機関、地方法務局、弁護士会等の人権擁護機関等と連携する。

⑨学校に派遣されているスクールカウンセラー等を活用する。

⑩教職員は児童生徒と信頼関係を築くことに努め、教職員自身の人権感覚やコミュニケーション能力等の資質やスキルを高めていく。

6 いじめの早期発見

(1) 兆候(サイン)

日常の学校生活において、児童生徒が発する小さなサイン(表情、つぶやき、

しぐさ、行動等)を見逃さないことが教職員に求められる。従って、児童生徒の日常観察が重要となる。

学校生活での兆候(サイン)の例を次に示す。

■登校

- ・遅刻や欠席が増える。
- ・朝の挨拶をしなくなる、声が小さくなる。
- ・登校の時間帯が変わる。
- ・友達と登校していたのが、一人で登校するようになる。

■朝の会・ショートホームルーム

- ・提出物忘れが多くなる。
- ・朝から表情が暗い。
- ・朝から体調不良を訴える。
- ・担任と視線を合わせない。

■授業中

- ・授業に集中しなくなる。ぼんやりとしている。
- ・保健室、トイレに日頃より多く行くようになる。
- ・本人の発言に対して、周囲の児童生徒が冷やかしたり、ざわついたりする。
- ・他の児童生徒から発言を強要される。
- ・机、教科書、ノートに落書きが多い。
- ・球技の際にパスされなかったり、逆にパスが集中したりする。

■休憩時間・給食時間

- ・一人で過ごしていることが多い。
- ・友達とふざけ合っているけど表情が堅い。
- ・集団を避けるようになる。

■帰りの会・ショートホームルーム、放課後

- ・日直になっても学級日誌をあまり書かなくなる。
- ・紛失物が多い。
- ・慌てて帰宅するか、いつまでも学校に残っている。
- ・用事はないが教職員に近づいてくる、又は職員室に来る。

(2) ポイント

- ①児童生徒の小さな変化に気づくこと
- ②気づいた情報を記録し、職員間で共有すること
- ③情報に基づき速やかに対応すること

(3) 早期発見のための取組

①日常生活の観察

児童生徒が発する小さなサイン(表情、つぶやき、しぐさ、行動等)を見逃さない。

②複数での関わり

一人の児童生徒に担任、副担任以外の多くの職員も日頃から声を掛け、話をすることで、その児童生徒の変化を把握する。

③言語活動の充実

アクティブラーニングの視点に立った授業に関する発言を大切にすると同時に、それと私語とを区別することに注意を払い、不適切な発言等については、これを見逃さない。

④いじめ防止標語の作成

児童生徒会執行部が中心となり、いじめ防止に向け、標語を募集・作成し、全校に周知していじめ根絶の呼びかけを行う。

⑤担任面談

学期ごとに面談週間を設け、児童生徒の内面の変化を把握する。その他、児童生徒の状況の変化に応じ、随時面談を実施する。

⑥各アンケートの実施

6月と2月に「安全・安心な学校生活のためのアンケート」を、11月に「心のアンケート」を実施し、各学期のいじめに係る実態を把握する。また、年2回実施する「体と心の振り返りシート」も実態把握に活用する。年間を通していじめの認知件数が0の場合でも、その結果を児童生徒や保護者に公表し検証を仰ぐ。

⑦保護者との連絡

毎日の連絡ノート等を通して、通学生の子の保護者との連携を密に行い、家庭での様子を把握する。

⑧熊本再春医療センター病棟との連携

日々の情報共有に加え、定期的な病棟と学校との連絡会を実施し、病棟生の病気や生活の状況を把握する。

⑨相談窓口の周知

電話や対面での相談を受け付けている相談窓口について、文書等で随時情報提供する。

7 いじめへの対処

(1) いじめの程度と態様

当該事案がいじめであるかどうかをいじめ防止対策推進委員会で判断した上で、校長が認知する。いじめと認知できない場合も、担任・副担任が継続して対象児童生徒を注意深く観察するとともに情報を集める。

いじめの程度	いじめの態様
レベル1	1対1の比較的軽度な言葉によるからかいや無視
レベル2	数名による軽度な言葉によるからかい、仲間はずれ、ネット上の誹謗中傷など
レベル3	集団での暴力行為（蹴る、叩く、足をかける等）、ものを隠す等の行為が行われた。
レベル4	長期間、集団での暴力行為、強要、衣服を脱がせるなどの重度ないじめ
重大事態	別途記載

○対処方針

- ・いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することの重要性を認識しつつ、学校、家庭、地域その他の関係機関と連携して対処する。
- ・いじめを把握した場合、その内容等について担任は5W1Hで記録を残すとともに、いじめられている児童生徒を「必ず守り通す」という強い姿勢で、いじめの解消に向けて取り組む。
- ・誰が、誰に、いつまでに、何をするのかを明確にし、直ちに行うこと。また、中期、長期の行動計画を示す。
- ・被害者、加害者、関係者等からの聴き取りによって正確な事実を積み重ね、全体像を明瞭にしていく。

(2) 対処の基本

さ：最悪の事態を想定して し：慎重に す：素早く
せ：誠意をもって そ：組織的に対応する

(3) 主な役割分担（サポートチーム）

①事実、情報の正確な集約と共有（情報集約担当者）

- ・加害者、被害者からの聴き取り（担任、副担任、養護教諭、情報集約担当者、生徒指導主事）
- ・第三者（周りの児童生徒）からの聴き取り（担任、副担任、情報集約担当者、生徒指導主事）
- ・保護者への連絡、保護者からの聴き取り（担任、副担任、当該学部主事）
- ・いじめ防止対策推進委員会の招集（教頭、生徒指導主事）

②指導支援の体制（いじめ防止対策推進委員会）

③児童生徒への指導支援（生徒指導主事）

- ・被害者への対応（担任、副担任、養護教諭、教育支援部長）
- ・加害者への対応（担任、副担任、生徒指導主事）
- ・他の生徒への対応（当該学部主事、人権教育主任、担任、副担任）

④家庭との連携（当該学部主事）

- ・関係保護者への説明、被害保護者への支援、加害保護者への助言（当該学部主事、教頭、担任、副担任）
- ・保護者会への対応（教頭、当該学部主事、生徒指導主事）

⑤関係機関との連携（教頭、教育支援部長）

8 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

第28条 (中略)

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめ防止対策推進法」

重大事態とは、具体的には「児童生徒が自殺を企図した場合」、「身体に重大な傷害を負った場合」、「金品等に重大な被害を被った場合」、「精神性の疾患を発症した場合」等の事態を指す。

重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない。

「疑いがある」ときとは、被害児童生徒や保護者から申立てがあったときを指す。被害児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意する。

「疑いがある」と認められた時点で、すべて重大事態として初動対応を行う。

(2) 具体的な対処について

- ①重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会を通じて知事へ事態発生について報告する。
- ②学校（校長）は、「いじめ防止対策推進委員会」を母体とした対応組織を直ちに設置し、初動対応を行う。また、対応組織は基本調査を行い、その後基本調査の結果を受け「学校調査委員会」を設置し、詳細調査を行う。「学校調査委員会」は、委員の過半数を第三者である外部の専門家等とするとともに、委員長を外部の専門家が務める。これらの委員会を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。また、これらの調査は、重大事態への対処又は重大事態と同種の事態発生防止の観点から、以下に掲げる点に留意して内容の公平性・客観性・合理性を確保するものとする。
 - ・ いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、当該児童生徒から十分に聴き取る。
 - ・ いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、それを踏まえて調査を行う。
 - ・ 児童生徒、教職員等にアンケートやヒアリング等の調査を行う。その際、調査の趣旨を調査対象の児童生徒や保護者に事前に説明するものとする。また、いじめを受けた児童生徒や情報を提供した児童生徒が絶対に不利益を被ることがないように最大限配慮する。

- ・特定の情報や資料に偏った収集ではなく、客観的・総合的な分析評価を行う。
- ・調査結果は、県教育委員会を通じて知事に報告する。また、いじめを受けた児童生徒・保護者に対しては、事実関係その他の必要な情報を、関係者の個人情報に配慮しつつ、適時・適切に提供する。

（３）再発防止に向けた取組

関係機関と連携して事案の整理を行うとともに、その結果をもとにいじめ防止対策推進委員会が中心となって対応策を検討し、未然防止につなげる。

９ 基本方針の見直しと公表

（１）基本方針の見直しの検討

いじめ防止対策推進委員会でこの基本方針が適切に機能しているかどうか定期的に点検を行い、見直し必要に応じて改訂を行うものとする。

（２）基本方針策定状況の公表

本校ホームページを通じてこの基本方針の策定状況を公表する。

付則

この基本方針は、平成２６年３月に策定した。

一部改訂（平成２８年１１月）

一部改訂（平成３１年４月）

一部改訂（令和３年３月）

一部改訂（令和４年４月）

一部改訂（令和５年４月）

一部改訂（令和６年３月） 「８ 重大事態への対処」の下線部追記、参考資料の添付（Ｈ２９文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」より）

いじめ（いじめの疑いを含む。）により、以下の状態になったとして、これまで各教育委員会等で重大事態と扱った事例

◎下記は例示であり、これらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があることに留意する。

①児童生徒が自殺を企図した場合

○軽傷で済んだものの、自殺を企図した。

②心身に重大な被害を負った場合

○リストカットなどの自傷行為を行った。

○暴行を受け、骨折した。

○投げ飛ばされ脳震盪となった。

○殴られて歯が折れた。

○カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった。※

○心的外傷後ストレス障害と診断された。

○嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。

○多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。※

○わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。※

③金品等に重大な被害を被った場合

○複数の生徒から金銭を強要され、総額1万円を渡した。

○スマートフォンを水に浸けられ壊された。

④いじめにより転学等を余儀なくされた場合

○欠席が続き（重大事態の目安である30日には達していない）当該校へは復帰ができないと判断し、転学（退学等も含む）した。

※の事例については、通常このようないじめの行為があれば、児童生徒が心身又は財産に重大な被害が生じると考え、いじめの重大事態として捉えた。

（H29文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」より）

令和5年第2回いじめ防止対策推進委員会資料